

随意契約理由書

件名	スキャナー機器借上げ	
契約の相手方	株式会社プリマジェスト	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>市民税サブシステム(課税業務支援システム)は、総合評価一般競争入札により、株式会社TKC・株式会社プリマジェスト共同企業体の提案を選考し落札した。本システム(課税業務支援システム)は、個人市民税課税データ作成を目的とし、市県民税申告書・給与支払報告書・年金報告書・その他課税資料の大量高速スキャニング及びイメージデータの管理検索システムである。</p> <p>本システムでは、株式会社プリマジェストが自社開発製造するスキャナーが提案されており、本システムが採用しているパッケージソフトウェアには、同社のスキャナが不可欠である。また、本システムが要求するスキャナー機器の機能は、株式会社プリマジェストが特許を取得しており、その他の汎用品を取り扱う事業者では取り扱うことが出来ない。調達後の機器の保守についても、同社の技術を採用したスキャナーは同社以外に不可能なため随意契約を締結する。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局税務部市民税課	(電話番号 078-322-6721)